

## 登録教習機関の技能講習業務の再開について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する同法第49条及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第23条の2に基づき、登録を受けた技能講習業務を休止していた下記の機関について、業務を再開するので、下記のとおり公示する。

### 記

#### 1 登録教習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 登録教習機関の名称  
株式会社モトヤエデュケイツ
- (2) 登録教習機関の住所  
岡山県倉敷市中島 2236 番地 100
- (3) 登録教習機関の代表者の職氏名  
代表取締役 青山 知之
- (4) 技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
  - ①名称 株式会社モトヤエデュケイツ茨城支店
  - ②所在地 茨城県土浦市中村南4丁目1番20号

#### 2 再開する技能講習の範囲

玉掛け技能講習  
実施場所名称 茨城県西自動車学校  
実施場所住所 茨城県筑西市船玉 286

#### 3 技能講習の再開年月日

上記2の技能講習の再開年月日は、令和8年6月1日

令和8年5月19日

茨城労働局長

